

## 検査命令対象食品等

- (1) イタリア産非加熱食肉製品（リステリア菌）  
別表 5 に掲げる製造者
- (2) イタリア産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ（リステリア菌）  
別表 6 に掲げる製造者
- (3) イタリア産ゴルゴンゾーラチーズ（リステリア菌）  
別表 7 に掲げる製造者
- (4) イタリア産ナチュラルチーズ(腸管出血性大腸菌O26)
  - ①製造者名：COOPERATIVA PRODUTTORI LATTE E FONTINA  
製造者住所：LOCALITA CROIX-NOIRE 10 11020 SAINT CHRISTOPHE (AOSTA)
  - ②製造者名：CASEIFICIO GAMBONE SNC DI EZIO GAMBONE &C  
製造者住所：STRADA PROVINCIALE SAN FRANCESCO 83048 MONTELL(AV)
- (5) インド産紅茶（ヘキサコナゾール）
  - ①製造者名：RAGHUNATH EXPORTERS
  - ②製造者名：SPICE HOME INDIA
- (6) インドネシア産生食用切り身まぐろ（サルモネラ属菌）  
製造者名：P. T. MAKMUR JAYA SEJAHTERA
- (7) カナダ産非加熱食肉製品（リステリア菌）  
製造者名：ZADI FOODS LIMITED  
工場番号：665  
2011年3月30日までに製造された製品に限る。
- (8) 韓国産養殖ひらめ及びその加工品（*Kudoa septempunctata*）  
別表 8 に掲げる養殖業者
- (9) 韓国産生食用アカガイ（腸炎ビブリオ）  
別表 9 に掲げる製造者
- (10) 韓国産生食用タイラギガイ（腸炎ビブリオ）  
別表 9 に掲げる製造者
- (11) スペイン産食肉製品（リステリア菌）  
製造者名：HIJOS DE FAUSTINO ORTIZ, S.A.  
施設番号：10.02199/LO
- (12) スペイン産非加熱食肉製品（リステリア菌）  
別表 10 に掲げる製造者

(13) 台湾産食品（サイクラミン酸）  
別表 1 1 に掲げる製造者

(14) 中国産食用ウニ（腸炎ビブリオ）  
別表 9 に掲げる製造者

(15) 中国産乾燥ほうれんそう（クロルピリホス、ティルトリン(アルトリンを含む)及びェントリン)

- ①別添 2 に示す中国政府が発行する「衛生証明書」が添付されていること。
- ②別添 2 に示す輸入者から提出された「乾燥ほうれんそう生産・加工工程書」により次の事項が確認できること。
  - ア．別表 1 2 に示す加工企業が直接管理するほ場で収穫されたほうれんそうのみを使用し、加工企業内の検査施設でクロルピリホスなどの農薬検査が実施された製品であること。
  - イ．収穫前、中間製品及び最終製品での農薬の検査が、我が国のほうれんそうの残留基準値に適合していること。
- ③別表 1 2 に掲げる加工企業に限る。

(16) 中国産ほうれんそう及び加工品（クロルピリホス、ティルトリン(アルトリンを含む)及びェントリン)

- ①別添 2 に示す中国政府が発行する「衛生証明書」が添付されていること。
- ②別添 2 に示す輸入者から提出された「冷凍ほうれんそう生産・加工工程書」により次の事項が確認できること。
  - ア．別表 1 3（1）に示す加工企業が直接管理するほ場で収穫されたほうれんそうのみを使用し、加工企業内の検査施設でクロルピリホスなどの農薬検査が実施された製品であること。
  - イ．収穫前、中間製品及び最終製品での農薬の検査が、我が国のほうれんそうの残留基準値に適合していること。
  - ウ．中国において講じられた新たな残留農薬防止対策が施行された平成15年11月以降に収穫・製造された製品であること。
- ③別表 1 3（1）に掲げる加工企業の冷凍ほうれんそうに限る。

(17) 中国産ほうれんそう及び加工品（ティルトリン(アルトリンを含む)及びェントリン)

- ①別添 2 に示す中国政府が発行する「衛生証明書」が添付されていること。
- ②別添 2 に示す輸入者から提出された「冷凍ほうれんそう生産・加工工程書」により次の事項が確認できること。
  - ア．別表 1 3（2）に示す加工企業が直接管理するほ場で収穫されたほうれんそうのみを使用し、加工企業内の検査施設でクロルピリホスなどの農薬検査が適切に実施された製品であること。
  - イ．収穫前、中間製品及び最終製品での農薬の検査が、我が国のほうれんそうの残留基準値に適合していること。
  - ウ．中国において講じられた新たな残留農薬防止対策が施行された平成15年11月以降に収穫・製造された製品であること。
- ③別表 1 3（2）に掲げる加工企業の冷凍ほうれんそうに限る。

(18) 中国産冷凍調理ほうれんそう(クロルピリホス、デルトリン(アルトリンを含む)及びエンドリン)

①別添2に示す中国政府が発行する「衛生証明書」が添付されていること。

②別添2に示す輸入者から提出された「冷凍調理ほうれんそう生産・加工工程書」により 次の事項が確認できること。

ア. 別表14(1)に示す加工企業が、直接管理するほ場で収穫したほうれんそう若しくは別表13に掲げる加工企業に由来するほうれんそうのみを使用し、加工企業内の検査施設でクロルピリホスなどの農薬検査が実施された製品であること。

イ. 収穫前、中間製品及び最終製品での農薬の検査結果が、我が国のほうれんそうの残留基準値に適合していること。

③別表14(1)に掲げる加工企業に限る。

(19) 中国産冷凍調理ほうれんそう(デルトリン(アルトリンを含む)及びエンドリン)

①別添2に示す中国政府が発行する「衛生証明書」が添付されていること。

②別添2に示す輸入者から提出された「冷凍調理ほうれんそう生産・加工工程書」により 次の事項が確認できること。

ア. 別表14(2)に示す加工企業が、直接管理するほ場で収穫したほうれんそう若しくは別表13に掲げる加工企業に由来するほうれんそうのみを使用し、加工企業内の検査施設でクロルピリホスなどの農薬検査が実施された製品であること。

イ. 収穫前、中間製品及び最終製品での農薬の検査結果が、我が国のほうれんそうの残留基準値に適合していること。

③別表14(2)に掲げる加工企業に限る。

(20) 中国産食品(サイクラミン酸)

別表15に掲げる製造者

(21) 中国産食品(放射線照射)

製造者名: GUIZHOU LEEFENG HEALTH PRODUCTS CO.,LTD.

(22) フィリピン産食用ウニ(腸炎ビブリオ)

別表9に掲げる製造者

(23) フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ(リステリア菌)

別表16に掲げる製造者

(24) フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ(腸管出血性大腸菌O103)

① 製造者名: S.A.R.L. LE PIC

工場番号(EU番号): 81-206-009

製造者住所: 81140 PENNE, FRANCE

② 製造者名: SOCIETE GABRIEL COULET S.A.

工場番号(EU番号): FR 12 203 036 CE

(25) フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ(腸管出血性大腸菌O26)

製造者名: HARDY AFFINEUR LAUT ETIKETT

(LES FROMAGERS DE TRADITION-HARDY AFFINEUR)

工場番号(EU番号): FR 41 043 003 CE

(26) 米国産非加熱食肉製品（リステリア菌）

① 製造者名：Daniele International, Inc.(9992)

製造者住所：105 Davis Drive Pascoag, RI 02859

② 製造者名：COLUMBUS SALAME, INC.（6032）

製造者住所：493 FORBES BLVD. S. SAN FRANCISCO, CA 94080

(27) 米国産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品  
（リステリア菌）

製造者名：Daniele International, Inc.（EST:459）

製造者住所：180 Davis Drive Pascoag, RI 02859

(28) 米国産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ（リステリア菌）

製造者名：Crave Brothers Farmstead Cheese, LLC 又は、

Crave Brothers Farmstead Cheese Company

製造者住所：W11555 Torpy Road Waterloo, WI 53594-9652

（平成25年7月11日付け食安輸発0711第2号に示す製品を除く）

(29) 米国産食品（放射線照射）

製造者名：DEAN & DELUCA BRANDS, INC.

(30) ベトナム産水産食品（赤痢菌）

製造又は輸出者名：EASTERN SEA CO., LTD.

住所：1719A 30/4 ST-VUNG TAU CITY, VIETNAM

(31) ベトナム産食品（サイクラミン酸）

別表17に掲げる製造者